## 2019 年合格目標

## 司法書士講座 答練ガイダンス

## 【模擬答練】で体感する年明けからの 本試験対策

担当講師:木村 一典

無断複製 (コピー等)・無断転載等を禁じます。



- **第1問** 憲法第25条第1項が保障する生存権の法的性格について、次の三つの見解がある。
  - 第1説 第25条第1項は国民の生存を確保すべき政治的道義的義務を国に課したにと どまり、個々の国民に対して具体的権利を保障したものではない。
  - 第2説 第25条第1項は法的な権利を保障したものではあるが、抽象的な権利を保障 したにすぎず、この規定を具体化する法律の存在を前提として、その法律に基づ く訴訟において、第25条第1項違反を主張することが許されるにすぎない。
  - 第3説 第25条第1項の権利内容は憲法上行政権を拘束するほどには明確ではないが、 立法権と司法権を拘束するほどには明確であり、その意味で具体的な権利を定め たものである。

次のアから才までの記述のうち, **誤っているもの**の組合せは, 後記1から5までのうち, どれか。

- ア 第1説によれば、生存権を実現するための社会保障制度を構成する様々な法令について、憲法第25条第1項に違反するか否かという問題が生じる余地はないことになる。
- イ 第1説によれば、国家が生存権の実現に努力すべき義務に違反し、生存権の実現に 障害となるような積極的行為をする場合、憲法第25条第1項を根拠に、当該立法や処 分が違法であるとして、侵害の排除を請求することができる。
- ウ 第2説によれば、生存権を保障する立法がされないために生存権が侵害されたといえる場合、憲法第25条第1項を直接の根拠として国の不作為の違憲性を裁判で争うことができる。
- エ 第3説によれば、生活保護に関する法律の下で何らかの給付を受けている者が、当該法律の規定では、自己の生存権の保障として不十分であり、生存権が侵害されていると考える場合、憲法第25条第1項を根拠に当該法律の規定の違憲性を裁判で争うことができる。
- オ 第3説によれば、具体的な法律が存在しなくても、直接憲法第25条第1項に基づいて、行政権に対して裁判によって具体的な生活扶助を請求することができる。
- 1 PA 2 PX 3 A D 4 D T 5 X

第2問 甲不動産(時価900万円)及び乙不動産(時価700万円)は、以下のとおり登記がされている。

甲不動産 権利部 (甲区) 1番 所有権移転 平成3年受付 所有者 A 権利部 (乙区) 1番 抵当権設定 平成 15 年受付 債権額 金 1,000 万円 債務者 A 抵当権者 X 共同担保 目録(あ)第1号 2番 抵当権設定 平成 25 年受付 債権額 金 200 万円 債務者 A 抵当権者 Y 乙不動産 権利部 (甲区) 1番 所有権移転 平成8年受付 所有者 B 権利部 (乙区) 1番 抵当権設定 平成 15 年受付 債権額 金 1,000 万円 債務者 A 抵当権者 X 共同担保 目録(あ)第1号 2番 抵当権設定 平成 23 年受付 債権額 金 200 万円 債務者 B 抵当権者 Z

この事例において、乙不動産が先に競売され、その後に甲不動産が競売された場合、 甲不動産及び乙不動産の売却代金から各債権者が受けるべき配当の額として正しいも のは、次の1から5までのうち、どれか。なお、甲不動産と乙不動産を管轄する登記所 は、同一である。

 1 X:1,000万円
 Y:0円
 Z:0円
 B:600万円

 2 X:1,000万円
 Y:0円
 Z:200万円
 B:400万円

 3 X:1,000万円
 Y:100万円
 Z:100万円
 B:400万円

 4 X:1,000万円
 Y:200万円
 Z:0円
 B:400万円

 5 X:1,000万円
 Y:200万円
 Z:200万円
 B:200万円

- **第3問** 次のアからオまでの記述のAの行為につき,末尾括弧内の①又は②のどちらの犯罪が成立するかについて検討した場合,**判例の趣旨に照らし②の犯罪が成立するもの**の組合せは,後記1から5までのうち,どれか。
  - ア Aは、B所有の畑に生育している作物を抜き取った上、その地表の肥土を持ち去った。(①窃盗罪 ②不動産侵奪罪)
  - イ Aは、電車の走行中に、下車した乗客Bが網棚に置き忘れたノートパソコンを発見したため、終着駅に到着した時に、そのパソコンを持ち去った。(①窃盗罪 ②遺失物等横領罪)
  - ウ Aは、Bの委託を受けてB所有のパソコンを保管していたが、嫌がらせの意図で当該パソコンを損壊した。(①横領罪 ②器物損壊罪)
  - エ Aは、自己所有の不動産にBのために根抵当権を設定したが、その旨の登記をしないうちに、当該不動産についてさらにCのために根抵当権を設定し、Cを第1順位とする根抵当権の設定の登記を完了した。(①横領罪 ②背任罪)
  - オ 生命保険会社の勧誘員Aは、被保険者Bを健康人であると偽って、自らを保険契約者兼保険金受取人として生命保険会社Cとの間に保険契約を締結し、保険証券を交付させた。(①詐欺罪 ②背任罪)

第4問 株主総会の決議の瑕疵に関する次の1から5までの記述のうち,**判例の趣旨に照らし** 誤っているものは、どれか。

- 1 株主総会の決議の不存在の確認の訴え及び株主総会の決議の無効の確認の訴えについては、その提訴権者は限定されていないが、株主総会の決議の取消しの訴えについては、その提訴権者は限定されている。
- 2 株主総会の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効である ことの確認の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無 効が確認された決議は、将来に向かってその効力を失う。
- 3 株主総会の決議の取消しの訴えの提訴期間は、当該決議の日から3か月以内であるが、株主総会の決議の不存在の確認の訴え及び株主総会の決議の無効の確認の訴えの提訴期間は、会社法上制限されていない。
- 4 取締役会設置会社の株主総会において、株主総会の招集の通知に記載又は記録のない事項について決議されたときは、当該株主総会の決議は、株主総会の決議の取消しの訴えの対象となる。
- 5 株主総会の決議の取消しの訴えの提起があった場合において、株主総会の招集の手続が法令に違反し、かつ、その違反する事実が重大であるときは、裁判所は、当該違反が決議に影響を及ぼさないものであると認めるときであっても、当該訴えに係る請求を棄却することができない。